

2024～2026 年度業者登録について

1 主旨

当センターでは、実施する工事等に関して、予め業者を登録して実施しております。今回、2024～2026 年度業者登録について公募を開始しますので、登録を行う会社につきましては、下記内容に従い登録手続きをして頂きますようお願い致します。

2. 業者の登録条件

(1) 設計（工事）金額に応じた条件

当センターにて実施する工事を受注するには、最低限、建設業許可を得ている必要があります。また、原則として設計（工事）金額に応じ、下記の通り登録条件を定めております。

- ①設計金額 250 万円未満：建設業許可を得ている業者
- ②設計金額 250 万円以上：前号に加え、神奈川県または横浜市の競争入札参加資格を受けている業者

(2) その他の条件

当センターにて実施する工事を受注するには、会社としての信用性、雇用条件の安定性を確認する為、雇用者への社会保険及び雇用保険の加入を登録条件として定めております。

3 スケジュール

2023 年 12 月 1 日（金） 公募開始（申請書面受付開始）

2024 年 3 月 8 日（金） 申請書面受付〆切

4 申請書面

以下の内容が申請書面となります。

【申請書面】

- 1) 業者登録申請書（配布書式）
※当センター工事課にて送付致します。
- 2) 「業者の登録条件」を証明する書類（必要に応じ、コピーを提出）
- 3) その他、各業者の会社案内、工事实績等の書類（任意に提出）
- 4) 社会保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類（コピーを提出）
（保険料の領収証書等の写し等）

5 その他

- ・提出された申請書面については、当センターにて確認し、業者として決定された会社に対しては、後日、その旨の通知を致します。
- ・業者登録の有効期限は、原則 2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとなります。

以 上